



石田館長、史料の補修を担当  
されているお二人と

学生訪問記  
世界に触れる

石田訓夫

外交史料館長

連載④

【聞き手】  
李仁哲（筑波大学大学院）  
戸谷俊一（慶應義塾大学大学院）

## 外交史料館

# 日本の近代史をつくった「片の史料」

書庫に眠る大量のファイル。

先人たちの苦闘の跡をひもときながら、  
日本の来し方に思いを馳せる。

もちろんそれはプロの研究者だけの

楽しみではありません。

私たちすべてに開かれているのです！

いまだ くにお

一九七二年外務省入省。イスラエルおよび中東  
和平の専門家として三度の在イスラエル大使  
館勤務のほか、九三年ワシントンでのオスロ合  
意記念式典、九五年村山総理中東訪問随行、  
二〇〇五年のバレスチナ大統領選挙、〇六年同  
自派評議会選挙の日本政府派遣国際選挙監視  
団統括などを務める。一〇年へプライ大学で博  
士号取得。二年より現職。

六本木二丁目駅から歩いて二〇分くらい。いかめしい飯倉公館

（こちらはもちろん一般の人は入れません）に隣接して、外交史料館はある。公文書館なのだが、入るといかにも図書館という感じ。

入口からすぐのロビーには杉原千畝の業績を紹介した簡単な展示があり、彼がリトアニアから送った電報などが見られる。人道という普遍的な価値と外交官として自らの職責の範囲に忠実であ

るという二つの規範を両立させた「うまい」文庫だ、と含蓄ある解説をしてくださったのは、館長を務める石田さん。自身もイスラエルを専門とする外交官として活躍された方だ。

ようこそ、歴史のワンダーランドへ！

外交史料館は一九七二年に開館し、今年で四〇年目を迎えた。

外交史料館は幕末以来の外交文書を網羅的に収集・保存してきただけでなく、それらの閲覧や、重要な史料を集めた『日本外交文書』の編纂・刊行を行ってきた。所蔵する特定歴史公文書等は、外交史料館開設時に外務本省より移管されてきた約四万八〇〇〇冊の「戦前期外務省記録」に、歴史的価値があると考えた戦後期の文書が加わり、全体で約八万五〇〇〇冊にもなる。ちなみに外務省の史料はテーマ別に細かくファイル分けされており、その一つのファイルを二冊と数える。

外交史料館の重要な仕事の一つに、『日本外交文書』の刊行がある。外交史研究者にはおなじみの本だ。刊行が始まったのは戦前の一九三六年。近年日中戦争や太平洋戦争の巻が刊行され、あと二三年で戦前・戦中期の分が終わる予定だという。編纂に関わっているのは外交史を研究する数名の専門家集団。彼らが膨大な史料から重要な文書をピックアップし、大学の研究者を中心とした編纂委員会の助言・指導を得ながら、一冊の本に纏め上げていく。専門スタッフの少なさには、正直言って驚く。質の高い史料集の編纂は本当にたいへんな作業だ。「アメリカの外交文書集はもうベトナム戦争後が出るのに……」という言葉を食べ飲み込んだ。

元になる史料は、地下の書庫にある。特別に最も大きい書庫に案内していただいた。温度・湿度ともに管理され、靴カバーをし

て入る場所だ。開架式の書棚に並んだ史料の一冊を手にとってみる。第二次大戦後のパリ講和会議に関する一冊には、全権団からの報告があった。

外交史料館所蔵の史料は、規定の手続きで請求すれば、誰でも手にとって閲覧できる。なにぶん移管されてくる史料数が膨大なため、公開可能か否か「要審査」となっている文書については、利用請求から原則二〇日以内に利用決定を通知することになっている。他方、すでに審査が済んで公開されている文書については、その日に申し込んでも閲覧できる。入館に必要なものといえは身分証明書一枚。取材に訪れた日は、閲覧室のほぼ八割が埋まっていた。さらに、史料をデジタル化して保存することも進んでいる。そのなかの二万九〇〇〇冊についてはアジア歴史資料センターのウェブサイトで閲覧できるようになっている。

これだけ多くの貴重な史料ゆえ、保存にも細心の注意を払っている。史料は人の手に触れるたびに、確実に劣化する。「人気のある」史料となれば、どうしても一部が擦り切れたり、光によって文字が退色したり紙が変色したりするので、補修の必要が出てくる。外交史料館内にはそのための部署がある。もちろん素人がセロテープを貼るといったものではない。専門の教育を受けたスタッフは、専用のアイロンや澱粉糊などを使って一枚一枚丁寧に直していく。ここだけ工房の雰囲気である。ちなみにセロテープ



丁寧に時間をかけて補修される史料たち

なごテープ類は紙に悪影響を与えるので、補修には「法度」である。

## 公文書館としての新たな役割

外交史料館の役割について、石田館長に伺った。

「ご覧のとおり、外交史料館は外務省の文書を管理している組織ですが、二世紀に入り新たな役割を担っています。

まず、二〇〇二年四月の情報公開法施行に伴い、外務本省に保管されてきた戦後の外交文書が外交史料館に移管されはじめ、公開が本格化しました。そして今年四月の公文書管理法施行により、外交史料館も『国立公文書館等』のうちの二つの組織とな

り、法律上も公文書館として位置づけられました。これまでも外務省の一組織として、行政サービスの二環で史料の閲覧等に寄与してきましたが、新たに公文書の管理・保存・利用を行うことが法的義務となったわけです」。

史料の公開は、今後ますます進んでいくことになりそうだ。

二〇一〇年五月、外交記録公開規則において、作成後三〇年を経過した行政文書については公開するとの原則の下、『特定歴史公文書等』として、外務本省から外交史料館に移管されることになりました。現在、外務本省に存在する約二万二〇〇〇冊の文書の移管作業が行われていて、もう三〜四年でこの作業は完了する予定です」。

保存される史料はどのように決定されるのだろうか。自らも外交官として活躍してきた石田さんは、こう語る。

「外務省の事務官は自ら作成した行政文書の重要性は深く理解していますが、日々の業務に追われて、作成した文書が歴史的にどのような意義を持つのかまで考える余裕はありません。一方、当館では外交史の研究を行ってきた専門スタッフが、外交文書の編纂・レファレンス業務に加えて、外務本省の行政文書特定歴史公文書等として当館に移管する際にも、どのような史料に歴史的な重要性が認められ、今後とも保存すべきか否かの線引きに、必要な知見を提供できます。外交官が現場で歴史の二一

ジをつくるとすれば、外交史料館のスタッフは専門的知見を活かして、その二ページを日本の近現代史・世界史の枠組みにはめ込む、そついう仕事といえるでしょう。

二〇〇九〜一〇年にかけてのいわゆる「密約」の公開などに見られるように、史料への、あるいは日本の来歴への社会的関心は高まっている。

「全体的に行政の透明性やアカウンタビリティ向上に努めることが強く望まれています。外交史料館としても、作成から二〇年を経過した文書は、日本の国益を損なうものでない限り、淡々と公開していくことが求められています。閲覧についても、できる限り利用者の利便性に配慮していきたいですね」。

ちなみに外交史料館に史料を閲覧に来た人は、昨年一年間で延べ二二〇〇人。学生が三割、研究者が二割、報道関係者が一割、外国からの訪問者も二割を占めるといふ。『日本外交文書』やアジア歴史資料センターのウェブサイトの閲覧なども含めると、利用者はさらに増える。

## 特別展示も地味に面白い

飯倉公館をはさんで二本木側にある別館にも足を運んでほしい。そこには明治以降の日本外交の足跡をたどる貴重な史料が展示されている。日米修好通商条約の批准書、幕末の旅券、パリ講

和会議全権団の記念写真、戦後では吉田茂の対日講和条約受諾演説の原稿など、教科書に太字で記載されている出来事を象徴する現物の史料に出会える……というのは言い過ぎで、実は本物そつくりのレプリカが並んでいる。それでも雰囲気ははつちり伝わってくる。

これら常設展示と同時に、随時特別展示も行われている。現在は「大震災と外交―関東大震災と明治・昭和三陸地震―」（二〇二一至八月二九日）。関東大震災直後の混乱のなかで外国に打電された日本の状況、日本に駐在する外国外交官やその大使館等の被害状況、各国からの温かい支援、しかし人の支援は受け入れられないという日本側の事情、革命ソ連の支援船を丁重に追いつ返した経緯など、興味深い史料の原本が並んでいる。約九〇年前の光景を現在と重ね合わせながら、歴史に浸りたい。■



外交史料館  
東京都港区麻布台 1-5-3  
電話 03-3585-4511 (代)  
開館時間 10時～17時30分  
(土日祝日および年末年始を除く)  
入場無料